

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合における現所有者に対し、住所、氏名等を申告させることとすること。
- (2) 固定資産税の課税標準について
  - ア 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に役立つ施設に係る特例措置が廃止されたことに伴い、その特例率を削除すること。
  - イ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げること。
  - ウ 償却資産に係る特例措置の対象が追加されたことに伴い、その特例率を定めること。
- (3) 個人市民税について、権利を放棄した入場料金等払戻請求権を寄附金税額控除の特例の対象とすること。
- (4) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。



秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第26条の2の見出し及び同条第1項中「法第349条の3第28項」を「法第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「法第349条の3第29項」を「法第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「法第349条の3第30項」を「法第349条の3第29項」に改める。

第27条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第27条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合におけるその個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収について必要と認める事項

第49条第1項第3号中「第27条」の次に「、第27条の3」を加える。

附則第16項の見出し及び同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第23項を削る。

附則第24項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第5号」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第25項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」

に改め、同項を附則第25項とする。

附則第27項を削る。

附則第28項中「法附則第15条第33項第1号ニ」を「法附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第29項中「法附則第15条第33項第1号ホ」を「法附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第30項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第31項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第29項とし、同項の次に次の1項を加える。

30 法附則第15条第30項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第32項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第33項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第34項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第35項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第36項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第38項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第37項中「法附則第15条第45項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第38項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第41項」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第39項を附則第38項とし、同項の次に次の1項を加える。

39 法附則第64条の条例で定める割合は、零とする。

附則第40項の見出し及び同項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1項を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄)

52 法附則第60条第3項の規定により条例で定める住民の福祉の増進に寄

与する入場料金等払戻請求権の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

#### 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

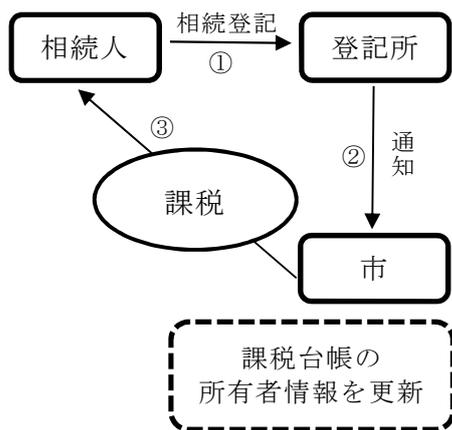
秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産を現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

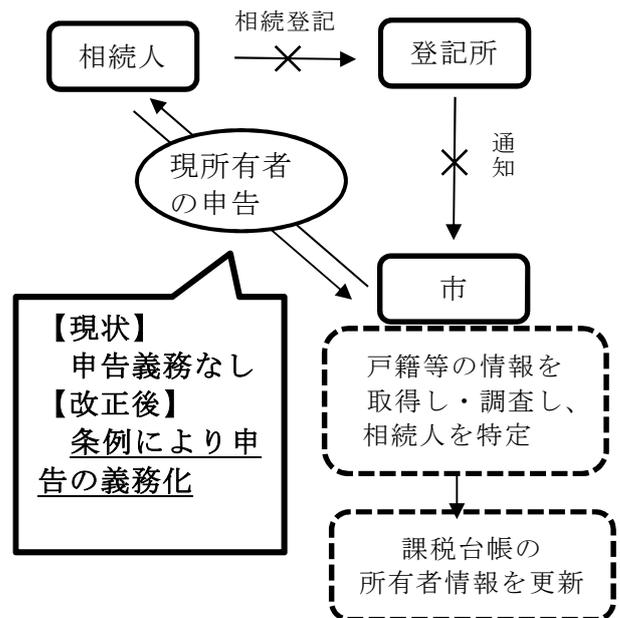
(1) 改正の概要

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、住所・氏名等の必要な事項を申告させるため、改正するものです。

【相続登記がされている場合】



【相続登記がされていない場合】



(2) 改正内容

ア 申告の制度化（第27条の3）

現に所有している者に住所・氏名等を記載した申告書を市長へ提出させることができるよう定めるもの

イ 不申告に関する過料（第49条）

現に所有している者が正当な理由がなく申告しなかった場合において、10万円以下の過料を設けるもの

## 2 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例について、次のとおり改正するものです。

※ わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において、地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みのこと。

### (1) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設に係る特例の廃止（改正前附則第23項）

大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例率2分の1とする特例を廃止するものです。

### (2) 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例の縮減（改正前附則第27項・改正後附則第30項）

#### ア 改正の概要

特定再生可能エネルギー発電設備に係る5,000kw以上の水力発電設備の特例が見直されたことに伴い、その特例率を定めるものです。

#### イ 対象設備及び特例率

対象設備	現 行			改正後		
	区分	特例率	参酌基準	区分	特例率	参酌基準
水力 発電設備	5,000kw 以上	2 / 3	2/3を参酌し1/2から5/6の範囲内	5,000kw 以上	3 / 4	3/4を参酌し7/12から11/12の範囲内

#### ウ 取得期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

#### エ 適用期限

令和3年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

### (3) 償却資産に係る特例の拡充（附則第39項）

#### ア 改正の概要

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、製造業だけでなくサービス業やテレワークサテライトオフィス、ローカル5Gを利用した通信設備などの事業用家屋と構築物が追加されたため、その特例率を「零」とするものです。

イ 対象資産及び特例率

区 分	現 行	改正後
対象資産	機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物付属設備 ※先端設備等導入計画に基づき 取得した設備	事業用家屋、構築物を追加
特例率	零	零
要 件	旧モデル比で生産性（単位時間 当たりの生産量、精度、エネル ギー効率等）年平均 1%以上向 上する一定のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用家屋 取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入され、取得価額が 120 万円以上のもの</li> <li>・ 構築物 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上する一定のもので販売開始時期が 14 年以内、一台又は一基の取得価額が 120 万円以上のもの</li> </ul>
取得期間	平成 30 年 6 月 6 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 30 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

ウ 適用期限

令和 3 年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分

3 指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例（附則第 5 2 項）

(1) 改正の概要

政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、チケット等を購入した個人が所得税の寄附金控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄をした場合に、個人市民税においても寄附金税額控除の対象とするため、改正するものです。

(2) 対象行事

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催された又は開催する予定であった行事のうち、文部科学大臣が指定したもの

(3) 対象期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 31 日まで

#### 4 その他

移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。

#### 5 施行日

令和3年1月1日

議案第59号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網掛け部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第26条の2 <u>法第349条の3第27項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>(<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合)</p> <p>第26条の2 <u>法第349条の3第28項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>(<u>現所有者の申告</u>)</p> <p>第27条の3 <u>現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合におけるその個人の住所及び氏名</u></p>	

(3) 土地にあっては、その所在及び地番

(4) 家屋にあっては、その所在及び家屋番号

(5) その他市長が固定資産税の賦課徴収について必要と認める

### 事項

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第27条の3、第33条又は法第383条、第454条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をすべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

### 附則

1-15 (略)

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

16 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第33条又は法第383条、第454条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をすべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

### 附則

1-15 (略)

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

16 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する

合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

17-22 (略)

**23** 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、4分の3とする。

**24** 法附則第15条第30項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

**25** 法附則第15条第30項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

**26** 法附則第15条第30項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

**27** 法附則第15条第30項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

**28** 法附則第15条第30項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

**29** 法附則第15条第30項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

合を含む。)及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

17-22 (略)

**23** 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

**24** 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。

**25** 法附則第15条第33項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

**26** 法附則第15条第33項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

**27** 法附則第15条第33項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

**28** 法附則第15条第33項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

**29** 法附則第15条第33項第1号ホの条例で定める割合は、3分の2とする。

**30** 法附則第15条第33項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

**31** 法附則第15条第33項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

30 法附則第15条第30項第2号ハの条例で定める割合は、  
4分の3とする。

31 法附則第15条第30項第3号イの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

32 法附則第15条第30項第3号ロの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

33 法附則第15条第30項第3号ハの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

34 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1  
とする。

36 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。

37 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、零とす  
る。

38 (略)

39 法附則第64条の条例で定める割合は、零とする。

(平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人市民税の  
均等割の税率に関する特例)

40 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防  
災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に

32 法附則第15条第33項第3号イの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

33 法附則第15条第33項第3号ロの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

34 法附則第15条第33項第3号ハの条例で定める割合は、  
2分の1とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。

36 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1  
とする。

37 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2  
とする。

38 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とす  
る。

39 (略)

(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税  
の均等割の税率に関する特例)

40 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防  
災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に

関する法律（平成23年法律第118号）第2条第2項の規定により平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人市民税の均等割に限り、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

41-51 （略）

（寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

52 法附則第60条第3項の規定により条例で定める住民の福祉の増進に寄与する入場料金等払戻請求権の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

関する法律（平成23年法律第118号）第2条第2項の規定により平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税の均等割に限り、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

41-51 （略）